

令和7年度

償却資産(固定資産税)申告の手引

市税行政につきましては、平素からご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産についても課税対象となります。

償却資産をお持ちの方は、資産の多少、増減の有無にかかわらず**毎年1月1日現在**の状況を申告していただく必要があります。(地方税法第383条)

つきましては、業務ご多忙の折、誠に恐縮ですが、申告書を期限までに提出して下さるようお願いいたします。

◎提出期限 令和7年(2025年)1月31日(金)

申告の際のお願い

- ・申告書の提出期限近くになると大変混雑しますので、お早めの提出をお願いします。
- ・郵送による申告をされる方で申告書の控えが必要な場合は、ご自身で申告書・種類別明細書をコピーし、控えとして保管してください。

なお、課税課の受付印押印の申告書の控えの返送を希望する場合は、返送先を記入した返信用封筒(切手貼付済み)と申告書の控え(申告書のコピー)を必ず同封していただきますようお願いいたします。

- ・本手引で案内する申告につきましては、市町村税である固定資産税に関連するもので、国税に関連する税務署への確定申告等とは別の制度となります。
- ・申告にあたっては、電子申告(地方税ポータルシステム(エルタックス:eLTAX))もご利用いただけます。

eLTAXのホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)で手続きを確認してください。

白井市ホームページ



詳細は白井市ホームページにてご確認ください!

白井市のマスコットキャラクター「なし坊」

■問い合わせ及び提出先■

〒270-1492 千葉県白井市復1123
白井市役所 課税課 固定資産税係
電話:047(401)4586(直通)
E-mail:kazei@city.shiroi.chiba.jp

※郵送での申告書の送付の場合の宛名として切り取ってご利用ください。

〒270-1492

千葉県白井市復1123

白井市役所 企画財政部

課税課 固定資産税係 行

目 次

1 償却資産とは

- (1)固定資産税が課税される償却資産……………1
- (2)償却資産の種類と主な内容……………1
- (3)業種別の主な償却資産……………2

2 申告の方法

- (1)はじめて申告をされる方……………3
- (2)前年度までに申告をされた方……………3
- (3)該当する資産のない方……………3
- (4)申告書の提出方法……………4
- (5)申告をする必要がない資産……………4
- (6)申告が必要な資産で特に注意していただくこと……………4
- (7)国税との主な違い……………5

3 非課税・特例等

- (1)非課税……………5
- (2)課税標準の特例……………5

4 その他

- (1)価格の決定と閲覧……………6
- (2)免税点……………6
- (3)税率……………6
- (4)納期……………6
- (5)償却資産の調査協力をお願い……………7
- (6)申告をされなかった場合・虚偽の申告をされた場合……………7
- (7)申告書への個人番号(マイナンバー)・法人番号の記入について……………7

5 記入例

- (1)償却資産申告書の記入例 I……………8
- (2)償却資産申告書の記入例 II……………9
- (3)種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例……………10
- (4)前年中に減少した資産がある場合……………11

- (参考)償却資産減価残存率表……………12

1 償却資産とは

(1) 固定資産税が課税される償却資産

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業の用に供する構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業に使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含めます。

(2) 償却資産の種類と主な内容

種 類		主 な 内 容
第1種	構 築 物	舗装路面（駐車場の舗装等）、屋上看板等の広告設備、受・変電設備、ネオンサイン、門・堀・植栽等の外構工事、その他土地に定着する土木設備等
第2種	機 械 及 び 装 置	工作・木工・印刷機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設に使う大型特殊自動車（※）、食品製造加工設備、太陽光発電設備（屋根材と一体型を除く）、その他各種製造設備等の機械及び装置
第3種	船 舶	ボート、はしけ、貨物船、客船等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	鉄道用又は軌道用の車両、フォークリフト等の大型特殊自動車等（※） （自動車税、軽自動車税の対象となるものを除く）
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	測定工具、電気製品、事務用機器、壁掛型・ウインド型エアコン、家具、パソコン、レジスター、陳列ケース等

※特殊自動車については下記の通り分類されます。

大型特殊自動車 → 固定資産税(償却資産)

小型特殊自動車 → 軽自動車税

- (参考)
- (1) 車両の長さ・・・4.70メートル以下
 - (2) 車両の幅・・・1.70メートル以下
 - (3) 車両の高さ・・・2.80メートル以下
 - (4) 最高速度・・・15キロメートル/時 以下

(1)～(4)すべてを満たす場合
⇒ 小型特殊自動車
(1)～(4)のうち1つでも
当てはまらない条件がある場合
⇒ 大型特殊自動車

※ナンバープレートを取得している場合、償却資産の種類は以下のとおりです。

第2種…「0」「00～09 及び 000～099」、

第5種…「9」「90～99 及び 900～999」

(3)業種別の主な償却資産

共 通	パソコン、コピー機、応接セット、キャビネット、レジスター、広告塔、案内板、舗装路面、駐車場設備、カーテン・ブラインド、基礎のない倉庫（注1）、太陽光発電設備（注2）等
製 造 業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包器、機械の給排水設備、工場等の動力幹線設備、プレス、圧縮機、測定・検査工具等
飲食・小売業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、陳列棚、陳列ケース、カラオケ機器等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、タオル蒸器、サインポール等
医業、薬局業	医療機器、ベッド、薬品戸棚、駐車場等の外構、看板等
不動産貸付業 (アパート等)、 駐車場業	駐車場等の舗装、ブロック塀、フェンス、緑化施設等の外構工事、屋外灯、屋外給排水・ガス設備等 ※「建物一式」として減価計算されている場合は、見積書や工事内訳など工事内容を確認し、資産を分けて申告してください。
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量機、屋外照明設備、地下タンク等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、発電機等
自動車修理業	旋盤、プレス、測定工具、検査工具、コンプレッサー、充電器、万力等
農 業	耕運機（運搬車）、ビニールハウス、梨棚、精米機等

(注1) 固定資産税の家屋の要件に該当しない事業用の倉庫は申告対象です。

家屋の要件：外気分断性、定着性、用途性

未登記の家屋を新築・増築・取壊し・売買等をした場合は、担当係にお問い合わせください。

(注2) 太陽光発電設備は設置方法によっては、申告対象になります。

詳細につきましては、担当係にお問い合わせください。

2 申告の方法

(1)はじめて申告をされる方……………全資産申告

対 象 者	令和6年中に白井市内で新たに事業所を開設された方
対象となる資産	令和7年1月1日現在で、白井市内に所有している事業の用に供することができる全資産
提出する申告用紙	1. 償却資産申告書 2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）
そ の 他	償却資産の多少にかかわらず申告してください。

(2)前年度までに申告をされた方

対 象 者	前年度（令和6年度）までに申告をされた方
対象となる資産	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの増加及び減少資産 ※ただし、令和6年1月1日以前の増加及び減少資産であっても未申告のものについてはこれに含めてください。
提出する申告用紙	1. 償却資産申告書 2. 種類別明細書（増加資産・全資産用） 3. 種類別明細書（減少資産用）
そ の 他	<u>前年中に増加又は減少がなかった場合は、申告書の右下の備考欄に「増減なし」と記載してください。</u>

(3)該当する資産のない方

解散、廃業、休業、移転等、あるいは事業用の償却資産を所有しない方は、その旨を備考欄に記載して申告してください。

(4) 申告書の提出方法

ア 郵送

- ・申告書の控えが必要な場合は、ご自身で申告書・種類別明細書をコピーし、控えとして保管してください。
 ※償却資産の申告書等の控え（課税課の受付印押印）の返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒及び申告書の控え（申告書のコピー）を必ず同封してください。

イ 電子申告（地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス））で提出

- ・eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) で手続きを確認してください。

ウ その他（窓口での提出）

- ・市役所課税課窓口（24番）の受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです。

(5) 申告をする必要がない資産

ア 鉱業権、漁業権、特許権などの無形減価償却資産

イ 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの

ウ 商品・貯蔵品

エ その他

下記の「リース資産」、「3年で一括償却」、「一時に損金算入」は申告の必要がない資産です。

30万円未満	中小企業者等の少額資産特例 (租税特別措置法第28条の2、第67条の5、 旧租税特別措置法第67条の8ほか)		個別に減価償却 しているもの
20万円未満	法人税法第64条の 2第1項・所得税 法第67条の2第1項 に規定する リース資産 (20万円未満)	3年で一括償却 (法人税法施行令第133条の2第1項 所得税法施行令第139条第1項)	
10万円未満		一時に損金算入 (法人税法施行令第133条 所得税法施行令第138条)	

(6) 申告が必要な資産で特に注意していただくこと

- ア 遊休、未稼動のものでも事業の用に供することができる状態にあるものや、建設仮勘定で経理されている資産のうち、1月1日現在事業の用に供しているものも含まれます。
- イ 税務会計上建物として減価償却していても、地方税法上家屋の評価に含まれない建物附属設備は償却資産として申告してください。
- ウ 税務会計上土地に計上している駐車場の舗装路面、フェンス等は地方税法上の構築物となりますので申告してください。

(7) 国税との主な違い

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日現在)	事業年度
減価償却の方法	原則として旧定率法	定率法・定額法から選択
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却(租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却(所得税, 法人税)	認められます	認められます
評価の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円まで)
改良費	区分評価 ※改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します。	原則 区分評価 (一部合算も可)

3 非課税・特例等

(1) 非課税

地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産は固定資産税が非課税となります。
(地方税法第348条、同法附則第14条)

該当する償却資産を所有されている方は、非課税に係る資料のご提出とともに、一般の資産と区別し、「種類別明細書」の摘要欄に非課税と朱書きのうえ、該当条項を記入してください。

(2) 課税標準の特例

汚水又は廃液の処理施設等の償却資産については、地方税法において課税標準の特例が設けられ固定資産税が軽減されます。(地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の8)

該当する償却資産を所有されている方は、「償却資産申告書」の課税標準の特例有に○を付け、「種類別明細書」の摘要欄に摘要条項を記入してください。

特例対象資産(例)は次のページのとおりです。(※)

地方税法附則	対象資産	取得期間	適用期間	特例率
第 15 条第 2 項 第 1 号	汚水又は廃液の処理施設	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで	期限なし	2 分の 1
第 15 条第 25 項 第 1 号イ	特定太陽光発電設備 出力 1,000kW 未満	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで	3 年間	3 分の 2
第 15 条第 32 項	企業主導型保育事業に 供する資産	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで	5 年間	3 分の 1

- ・ 税制改正に伴い、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする「地方決定型地方税制特例措置（わがまち特例）」が導入されました。
- ・ わがまち特例分は、地方税法の特例率を参酌し、白井市税条例で定めた割合を記載しています。
- ・ 上記内容は特例の一部を抜粋したものです。
- ・ 特例の要件や内容等、詳細はお問い合わせください。

4 その他

(1) 価格の決定と閲覧

申告及び調査に基づいて決定した固定資産の価格等については、4月1日から固定資産課税台帳を閲覧することができます。

(2) 免税点

課税標準となる額が150万円未満の場合は、課税されませんが、申告は必要です。

(3) 税率

100分の1.4

(4) 納期

4月中旬に納税通知書をお送りします。

年税額を4回の納期（第1期（4月30日）、第2期（7月31日）、第3期（12月25日）、第4期（翌年3月2日））に分けて納付していただきます。

年税額の全額を第1期納期限までにまとめて納付していただくこともできます。

(5)償却資産の調査協力をお願い

白井市では、公平かつ適正な課税を行うために、実地調査や簡易調査を行う場合があります。(地方税法第353条及び同法第408条)

償却資産の調査のために伺うことや、減価償却資産の内訳がわかる国税資料等の写しの提出をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

(6)申告をされなかった場合・虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、過料を科されることがあります。

(地方税法第386条、白井市税条例第75条)

また、虚偽の申告をされた場合には、懲役又は罰金が科されることがあります。

(地方税法第385条)

※資産の取得時期が前年より前となる場合、取得年の翌年まで遡って課税(現年度を含め最長5年)となります。

(7)申告書への個人番号(マイナンバー)・法人番号の記入について

申告書には、個人番号(マイナンバー)又は法人番号を記入していただく必要があります。

個人の方は12桁の個人番号を、法人の方は13桁の法人番号を申告書にご記入くださるようお願いいたします。